

青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



<青色申告承認申請書の様式>

1 0 9 0 所得税の青色申告承認申請書	
納税地 ○住所地・○居所地・○事業所等 (該当するものを選択してください。) (〒 - -) (TEL - -)	上記以外の 住所地・ 事業所等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - -)
フリガナ 氏名 生年月日 ○大正 ○昭和 ○平成	フリガナ 職業 屋号
平成__年__月__日提出	
平成__年__月__日以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。	
1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。) 名称 _____ 所在地 _____ 名称 _____ 所在地 _____	
2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。) ○事業所得 ・ ○不動産所得 ・ ○山林所得	
3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無 (1) ○有 (○取消し・○取りやめ) ____年__月__日 (2) ○無	
4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____年__月__日	
5 相続による事業承継の有無 (1) ○有 相続開始年月日 ____年__月__日 被相続人の氏名 _____ (2) ○無	
6 その他参考事項 (1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。) <input type="checkbox"/> 複式簿記・ <input type="checkbox"/> 簡易簿記・ <input type="checkbox"/> その他 ()	
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。) <input type="checkbox"/> 現金出納帳・ <input type="checkbox"/> 売掛帳・ <input type="checkbox"/> 買掛帳・ <input type="checkbox"/> 経費帳・ <input type="checkbox"/> 固定資産台帳・ <input type="checkbox"/> 預金出納帳・ <input type="checkbox"/> 手形記入帳 <input type="checkbox"/> 債権債務記入帳・ <input type="checkbox"/> 総勘定元帳・ <input type="checkbox"/> 仕訳帳・ <input type="checkbox"/> 入金伝票・ <input type="checkbox"/> 出金伝票・ <input type="checkbox"/> 振替伝票・ <input type="checkbox"/> 現金式簡易帳簿・ <input type="checkbox"/> その他	
(3) その他	
関与税理士 (TEL - -)	税務署 整理番号 通信用付印の年月日 承認印 年月日

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は翌年2~3月)。

青色申告とは

○「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告では求められていない現金出納帳等を整備する必要があります。

青色申告の主なメリット

○ 青色申告特別控除

「**正規の簿記**」の場合は**65万円**を、「**簡易な方式**」の場合は**10万円**を所得から控除可能です。

○ 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。
また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。**

※ 帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。

